

東京都十一市競輪事業組合告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項並びに東京都十一市競輪事業組合契約事務規則（平成10年東京都十一市競輪事業組合規則第2号）第4条、第5条及び第24条の規定により、令和9年度及び令和10年度において、東京都十一市競輪事業組合が発注する物品の買入れ等に関する契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法について次のように定める。

令和8年10月1日

東京都十一市競輪事業組合
管理者 白井



第1 一般競争入札及び指名競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、管理者が特別の理由があると認めた場合を除き競争入札に参加することができない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (4) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (5) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
- (7) 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
- (8) 警察からの情報提供等により、事業を営む個人又は法人の役員若しくは使用人（以下「事業者」という。）が、次の各号の細分の一に該当すると認められる者。なお、ここでいう「暴力団」とは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいい、「暴力団員等」とは、同法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
 - ア 暴力団員等である者又は暴力団員等が事業者の経営に実質的に関与している者
 - イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的を持って暴力団の威力若しくは暴力団員等の利用等をしている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持、運営等に協力し、又は関与している者
 - エ 前各号の細分に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると明らかに認められる者
 - オ 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第4項に規定する下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約において、当該契約の相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の細分のいずれかに該当する者であると知りながら、当該契約を締結した者
- (9) 第3号から前号までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を入札又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第2 競争入札に参加する者に必要な資格及び審査基準

物品の買入れ等に関する契約（以下「物品契約」という。）についての競争入札に参加する資格は、令和8年10月1日（以下「物品審査基準日」という。）を基準として審査し、履行能力に基づき定める。

第3 次の各号に掲げる者については、特別の理由がある場合を除き、第2に定める資格を与えない。

- (1) 物品契約については物品審査基準日現在、登録、免許又は許可を営業の要件とする業種について、当該許可等を受けていない者
- (2) 物品契約については物品審査基準日現在、指名競争入札に参加を申請する業種の営業年数が引き続き1年以上経過していない者。ただし、法人にあっては、その代表者が当該期日までに引き続き1年以上同一の営業に従事した者であるときは、この限りではない。
- (3) 物品契約については物品審査基準日現在、不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 国税及び地方税を滞納している者

第4 競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出の時期及び方法

物品契約についての競争入札に参加を希望する者は、告示日から同年11月30日までの間に、別に定める方法により申請書を東京都十一市競輪事業組合業務課総務係に提出しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めた場合、この期間を延長し、または新たに定めることができるものとする。

第5 申請書の添付書類

申請書には、特別の理由のある場合を除き、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスから出力した「令和7・8年度東京都物品買入れ等競争入札参加資格受付票」、またはそれに準ずる他道府県・自治体の入札参加資格証明書の写しを提出した場合は、(1) 履歴事項全部証明書、(5) 財務諸表、(10) 納税証明書、(12) 身分証明書及び登記されていないことの証明書、の提出を省略することができる。

- (1) 履歴事項全部証明書
- (2) 印鑑証明書

- (3) 使用印鑑届（令和9年度及び令和10年度の入札、契約及び代金の請求、受領等を実印以外の印鑑を使用する場合に限る。）
- (4) 委任状（令和9年度及び令和10年度の入札、契約、代金の請求及び受領等を代理人に委任する場合に限る。）
- (5) 財務諸表（第5号又は前号に掲げる書類を提出した者を除く。直前1年の営業年度の決算に関するものとし、個人の場合にあっては、収支決算書、確定申告の写し又は決算状況を知るに足る資料）
- (6) 登録、免許又は許可の証明書（営業の要件とする業種のみ）
- (7) 技術者資格免許等従業員在籍証明一覧表、技術者名簿（該当する場合のみ）
- (8) 営業概要総括表、営業種目別表及び資格者名簿
- (9) 販売代理（特約）店証明書（販売代理店又は特約店として取り扱う品目について相手方が発行し、その証明となるもの（該当する場合のみ））
- (10) 納税証明書
- (11) 最高額契約書（官公庁発注）
- (12) 個人で営業している場合にあっては区市町村長の発行する身分証明書及び登記されていないことの証明書
- (13) その他管理者が特に必要と認める書類

第6 競争入札参加資格登録通知書の交付

第4に定めるところにより申請書を提出し、審査の結果登録すべきとした者には、競争入札参加資格登録通知書を交付する。